

# 進化するミャンマーの税務制度の最新情報と ビジネス成功へのセカンド・オピニオン」

Myanmar Value Creation 代表 中山さやか

# 自己紹介

米国公認会計士 MVC会計事務所代表 民族服仕立てサービス店経営 中山さやか  
1982年東京生まれ 茨城県・埼玉県育ち  
小学校～高校 茨城県と埼玉県の公立学校を卒業 上智大学法学部卒業

みずほインベスターズ証券（現みずほ証券）入社 営業、株式、デリバティブ業務を担当  
2013年退職し2014年1月よりミャンマーへ渡る

1年間の駐在を経て2015年1月に会計事務所MVCを独立起業。18名のミャンマー人と一緒に働く。2018年11月マンダレー支店開設予定。

同時期に旅行者向けのミャンマー民族衣装の仕立てサービス店「はりこ」を開業。2018年5月「いろは」を開業。5名のミャンマー人デザイナーと働く。

ミャンマーで会計事務所と民族衣装サービス店を起業し5年  
目となりました。

# 本日のねらい

1. ミャンマー税務の基礎
2. ミャンマー税務の論点
3. ミャンマー会計実務

# ミャンマー税務の基礎 1

## 法人のビジネス所得税 税率25%

<現地法人>

連邦税法により25%

<支店>

連邦税法により25% 以前35%だったが現地法人と同税率に変更となった

<外国投資法>

非課税措置あり

<経済特区>

非課税措置あり

益金（≒売上） - 損金（≒費用） = 所得

# ミャンマー税務の基礎 2

## 商業税 税率5%

### <登録義務>

業者登録&毎年更新が必要。登録しなければ顧客より商業税を受けることができない。

### <非課税品目・サービス>

連邦税法により毎年改定される。

### <仕入控除>

フォームを提出することで控除が可能になったが、一定の条件がある。

### <免税点>

現在は5000万チャット

# ミャンマー税務の基礎 3

## 所得税 源泉徴収税 4 類型

1. 利息の支払い— (1) 0% (2) 15%
2. ライセンス料、ロイヤリティの支払い— (1) 10% (2) 15%
3. ミャンマー連邦政府、省庁、州・管区政府、国営企業、地方自治体等による、競争入札等の方法で契約等を締結し物品の購入する対価、業務提供およびサービス提供を受ける際の対価の支払い— (1) 2% (2) 2.5%
4. 連邦政府との合併企業、会社、パートナーシップ、協同組合、外国会社が、契約その他の方法によりミャンマー連邦内において物品を購入する対価、業務提供およびサービス提供を受ける際の対価の支払い— (1) 0% (2) 2.5%

# ミャンマー税務の基礎 4

## 個人給与所得税 0%～25% 累進課税

<外国人・ミャンマー人>  
差異はなし

<居住者・非居住者>  
ミャンマーの滞在日数183日ルール。控除額に差異あり。

<税務署 ヤンゴンの場合>  
法人と個人で所轄税務署が異なる>> タウンシップの税務署

# ミャンマー税務の基礎 5

## 印紙税 過怠の場合のペナルティ

<1894年印紙税法>  
120年前の法律に基づく

<直近での改定>  
2016年10月1日改定

<納付方法>  
2通りの納付方法

<ペナルティに注意>  
過怠の場合には10倍のペナルティが。また法人の損金否認につながる恐れが。



## 論点1 OAS VS SAS (過渡期の制度)

- OASとは Officer Assessment System
- SASとは Self Assessment System
- ティラワ SEZ、高額納税企業の場合
- 外資企業の場合
- ヤンゴン以外の場合
- ライセンス更新の必要がある場合

## 論点2 税務にまつわる直近の状況

- 現金オンリー？ →最近ではP.O.の支払いも
- 税務署職員の改革
- 還付はできない？ SASとOASでは異なる？
- 税金を納めたことがない国民 → スタッフ不足  
→ 意識改革が徐々に

# ミャンマー会計実務 1

- 経理スタッフの雇用（雇用の方法、能力）
- 現金や経過勘定の管理 仕組みづくり
- 迅速な月次決算→翌10日までに商業税納付
- 会計ソフトの選択肢
- 会計業務の立ちあげの実例

# ミャンマー会計実務 2

- ・ 新会社法での変更点

小規模会社 （年次総会・監査義務）

ミャンマー支店がある場合の本店の決算報告

- ・ 税務署改革での変更点

本年度？より外資および外国会社の支店はSASへ？

ご清聴いただき  
誠にありがとうございました。

MVC 代表 中山さやか